

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人興望館の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事を指し、本法人を主たる事業場とし、日常の業務執行に当たる役員を常勤役員、それ以外の役員を非常勤役員という。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給することができる。

2 常勤役員については、別表1により報酬月額を支給することができる。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している場合は、本規程に基づく役員報酬等は支給しないこともできる。

3 前項の報酬月額は、別表1に示す上限額までの範囲内で、理事会の議決をもって、決定するものとする。

4 非常勤役員及び評議員については、業務に応じた報酬を支給する。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 非常勤役員が理事会または評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 常勤役員については、別表2に基づく報酬は支払わないものとする。

4 非常勤役員及び評議員が、同一日に理事会ならびに評議員会に出席した場合、1日分の報酬及び実費弁償費のみを支払うことができることとする。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(非常勤役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 非常勤役員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、この場合、非常勤役員が職員を兼務していない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 非常勤役員及び評議員が理事会または評議員会と同一日に法人及び施設の運営のための業務を行った場合、報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給は、毎月25日とし、職員給与規程に準ずるものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、理事会・評議員会への出席など、業務執行の実績を取りまとめ、四半期毎に支給するものとする。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意に基づき、指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(報酬等の日割り計算)

第7条 常勤役員に就任した者には、就任日から起算し報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の暦日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 第7条第3項の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給することができる。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(その他の専門委員の報酬)

第10条 上記に掲げた以外の専門委員については、本規程を準用して適用することとする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会および評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、2017年4月1日より適用する

2020年6月27日改正

役員等報酬規程別表

別表1

役職名	報酬月額上限	備考
理事長(常勤)	300,000 円	
常務理事(常勤)	200,000 円	

別表2

	報酬	実費弁償	備考
理事会出席	12,000 円	2,000 円	
評議員会出席	12,000 円	2,000 円	
第三者委員会出席	12,000 円	2,000 円	
その他	12,000 円	2,000 円	

別表3

	報酬	実費弁償	備考
役員等業務報酬	12,000 円	2,000 円	
評議員業務報酬	12,000 円	2,000 円	
第三者委員業務報酬	12,000 円	2,000 円	
専門委員業務報酬	12,000 円	2,000 円	
その他	12,000 円	2,000 円	

別表4

旅費	宿泊費	報酬	備考
実費	実費	12,000 円	

* 各報酬については、すべて税込。源泉徴収は、乙欄給与日額表を適用する。